## 令和 元 年度

第10回 第一農地部会定例会議事録

令和2年1月31日(金)

上越市役所第一庁舎 4階 401 会議室

## 令和元年度第10回第一農地部会定例会議事録

日時 令和2年1月31日(金) 午後2時 場所 上越市役所第一庁舎4階401会議室

#### 1 出席委員

## (1) 農業委員

1番	古川 政繁	2番 荒川 俊治	3番 池田 京子
4番	五十嵐 彰	6番 佐藤 德司	7番 髙島 信雄
8番	金子 昭榮	9番 久保埜 德雄	10番 新井 修一
13番	小林 広良	11番 八田 賢司	12番 上原 孝

## (2) 農地利用最適化推進委員

1番	竹内	浩行	2番	内藤	義一	4番	前田	孝信
6番	加藤	俊彦	13番	平野	宏一	14番	荻原	松男
16番	齊藤	啓治	20番	嶋田	勝	21 番	清水	強
00 巫	L匠	)丰田II						

22番 上原 清則

#### 2 欠席委員

5番 小幡 利夫

#### 3 職務のため出席した事務局職員

 事務局
 局
 長
 栗本
 修一

 次
 長
 松縄
 浩一

 係
 長
 久保埜
 修

 主
 任
 橋立
 理

 中郷区駐在室
 主
 任
 相葉
 博昭

板倉区駐在室 班 長 小林 俊彦 主 事 関原 大輔

 清里区駐在室
 副主任 井田 義之

 名立区駐在室
 班 長 山邉 稔

#### 4 会議に附した事件

## (1) 議事録署名委員の氏名

6番 佐藤 徳司 11番 八田 賢司

#### (2) 議事

#### (合併前の上越市)

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消について
- 議案第2号 農地法第3条許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農用地利用集積計画変更について

#### (中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

#### (板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

#### (清里区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

#### (名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

#### 5 会議

議長(部会長)あいさつ後、部会を開会

議長

これより第10回第一農地部会を開催いたします。

#### く資格審査>

議長

はじめに本日の出席状況でありますが、第一農地部会委員数 13 人、出席委員数 12 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数でありますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立いたします。

#### <議事録署名委員の指名>

議長

次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号 6 番 佐藤 徳司 委員、議席番号 11 番 八田 賢司 委員の両名を指名いたします。

議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。

(上越市農業委員会憲章の唱和)

議長

それでは、議案の審議に入ります。

#### (合併前の上越市分の議案)

議長

## <議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」>

議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」番号1番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 1頁、議案第1号農地法第3条の規定による許可の取消について番号1番の1件です。

この案件は、令和元年度第8回第一農地部会で許可された案件です。契約内容を贈与から売買へ変更するため、申請者から許可の取消について申請されたものです。なお、売買として許可申請は議案第2号で審議いただきます。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」、番号1番の1件を 許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可の取消について」、番号1番の1件を許可することに決定いたします。

## <議案第2号「農地法第3条許可申請について」>

議長

議案第2号「農地法第3条許可申請について」、番号1番から3番までの3件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 議案第2号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。2頁、番号1番から3番までの3件です。

番号1番は、旧借人が耕作不便により解約した農地について、近隣で耕作する新たな借人に打診したところ、5年間での賃借権設定の合意に至ったものです。

番号2番は、譲受人が農業を始めるにあたり譲渡人の農地を借り受けるものです。 既に農作業については行っており、県主催の農業研修会等にも積極的に参加されていると伺っております。

番号3番は、譲受人の隣接する農地について、譲受人が規模拡大を望み農地の譲渡 について打診したところ合意に至ったものです。

譲受人において下限面積以下の経営面積となっておりますが、園芸栽培を行っており、この場合、備考に記載しました「農地法施行令第2条第3項第1号」に照らし3条許可が可能となります。この規定は、「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること」となっており、園芸等の集約的作物は通常年2作以上の収穫があるため下限面積を満たさなくても許可可能となっております。

これら案件について、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用 要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたし ました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条許可申請について」、番号1番から3番までの3件を原 案のとおり許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第2号の3件を許可することに決定いたします。

#### <議案第3号 「農地法第5条第1項許可申請について」>

議長

議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号1番と2番の2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 3頁、議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号1番及び2番の2件です。

番号1番は、大字上千原地内の農地を取得し、「駐車場」を整備するものであります。4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。申請者は、5人家族で二十歳前後の子供が3人おり、生活用品などの荷物が増え、居住スペースが手狭になったことから、高床式自宅の1階部分を物置として利用することとし、新たに駐車場を整備するものです。

申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当します。

また、建築物の建築等を目的として土地の区画形質の変更を行うものではないため、都市計画法第29条の開発許可は不要です。

転用計画の実現性は高く、土地利用についても駐車スペース 6 台分であり、妥当な ものと判断しました。

番号2番は、大字戸野目古新田地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものであります。6頁に位置図、7頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、アパートに居住していますが、子供の成長にともない手狭であることから、父親が所有している申請農地に使用貸借権を設定し、住宅を建築するものです。

申請農地は、10 へクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種 農地となりますが、事業計画は、「一般個人住宅」であり、許可基準の「住居その他申 請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で 集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。土地利用 計画は住宅1棟で、建ペい率は19.18%となり、基準を満たしませんが、いびつな土 地の形状からやむを得ないと判断します。また、工期は許可日から6月30日までで す。都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込 みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なもの と判断しました。 以上です。

#### 議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

#### 議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号1番と2番の2件を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第3号の2件を許可することに決定いたします。

### <議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内26件、3年超6年以内34件、6年超10年以内78件、10年超12件で合計150件、利用権移転なし、所有権移転6件です。それでは、上程いたします。

#### 議長

はじめに利用権設定、期間 3 年以内、番号 1 番から 26 番までの 26 件について、事務局の説明を求めます。

## (事務局) 久保埜

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

9 頁から 12 頁まで、利用権設定、期間 3 年以内、番号 1 番から 26 番までの 26 件で、再設定 18 件、新規 8 件となります。

11 頁、16 番を除く 6 件の譲受人については妙高市からの入作者であり、前回の部会で市町村を跨ぐ耕作者が経営基盤強化法に基づく借受者としての要件を満たしているか否かの確認をどのように行うかについてご質問がありましたが、この様な場合は利用集積計画の作成主体となる市町村での要件確認が必要となり、上越市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に照らし要件確認を行いました。

なお、本譲受人はこの地域で以前から利用権設定による耕作を行っており、経営面積の全てが上越市内の農地となっております。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

## 議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

## 議長

続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 27 番から 60 番までの 34 件について、事務局の説明を求めます。

## (事務局) 久保埜

14 頁、37 番 39 番 40 番と 15 頁、41 番と 44 番の譲受人は今回初めて農地を借り受ける法人ですが、この法人の役員が元々個人で利用権設定していた農地を、この度、法人として借り受けることとなったものです。本法人については、法人の履歴事項全部証明書で確認したところ、業務内容として農作業の請負について確認をいたしました。役員の過半が農作業に常時従事していることについても聞き取りにより確認し、農地を所有することはできませんが、適切な管理を行っていない場合には契約を解除するという解除条件付きでの賃貸借となります。なお、経営規模面積については約10.3haとなる見込みです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

#### 議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

#### 議長

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 61 番から 138 番までの 78 件のうち、小林委員関連の番号 117 番、119 番、121 番、124 番、125 番と金子委員関連の番号 134 番から 136 番までを除く 71 件について、事務局の説明を求めます。

## (事務局) 久保埜

18 頁から 29 頁まで、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、小林委員関連の番号 117番、119番、121番、124番、125番と金子委員関連の番号 134番から 136番までを除く 71件で、再設定 37件、新規 34件です。

新規案件については、先ほどご説明いたしました法人の契約が主となっております。その内 21 頁、番号 82 番については土地改良の賦課金を法人が負担をするので賃借料について使用貸借 0 円で借り受けると伺っております。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。

#### 議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

	(「ありません」の声あり)
議長	続きまして、小林委員関連の番号 117番、119番、121番、124番、125番の 5件について、事務局の説明を求めます。 議案に関連いたします小林委員は退席をお願いいたします。
(事務局) 久保埜	26 頁と 27 頁、小林委員関連は番号 117 番、119 番、121 番、124 番、125 番の 5 件で、いずれも再設定となります。 この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、小林委員関連の番号 117番、119番、121番、124番、125番の 5件を決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	それでは、小林委員の退席を解除します。(小林委員 復席) 小林委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせし ておきます。
議長	続きまして、金子委員関連の番号 134 番から 136 番までの 3 件について、事務局の 説明を求めます。 議案に関連いたします金子委員は退席をお願いいたします。
(事務局) 久保埜	28 頁、金子委員関連は番号 134 番から 136 番の 2 件で、いずれも再設定です。 この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た しているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

特に質問等がないようですので、金子委員関連の番号 134 番から 136 番の 3 件を決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長

それでは、金子委員の退席を解除します。(金子委員 復席)

金子委員、ただいまの審議の結果、ご異議なしと認められましたので、お知らせしておきます。

続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 139 番から 150 番までの 12 件です。 事務局の説明を求めます。

## (事務局) 久保埜

30 頁と 31 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 139 番から 150 番までの 12 件で、いずれも新規案件です。

全ての新規案件につきまして、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。

#### 議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

#### 議長

最後に所有権移転、番号 151 番から 156 番までの 6 件について、事務局の説明を求めます。

#### (事務局)

32 頁、所有権移転、番号 151 番から 156 番までの 6 件です。

久保埜

内訳は、所有権を移転する土地、田 20 筆の 32,772 ㎡、畑 3 筆 342 ㎡です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

#### 議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

#### 議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、小林委員関連と金子委員関連を除き原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長

ご異議なしと認めます。

議案第4号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

#### 議長

## <議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内6件、10年超2件、権利の移転なしです。

権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 1 番から 6 番までの 6 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

## (事務局) 久保埜

議案第5号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。 34頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、整理番号1番から6番までの6件です。

この案件は、12 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 74 筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

#### 議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

#### 議長

続きまして、権利の設定 10 年超、番号 7 番と 8 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

## (事務局) 久保埜

35頁、権利の設定10年超、番号7番と8番の2件です。

これら案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意する ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第5号について、同意することに決定いたします。

#### 議長

## <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

報告第 1 号 「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 1 番から 27 番及び 456 番から 468 番までの 40 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

## (事務局) 久保埜

36 頁から 41 頁まで記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、40 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

番号 456 番から 468 番までは令和元年 12 月中に受付けたものであり、1 番から 27 番までは令和 2 年 1 月以降に受付けたものです。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」1件、「他者へ貸付」27件、「他者へ貸付予定」1件、「他者へ売却」1件、「休耕」10件の計40件です。

このうち、備考欄に頁と番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。 なお、休耕となる農地については、いずれも山間地の農地であり、イノシシ被害で 耕作が出来ず、また後継者もいないため休耕となるとのことです。 以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の40件を承認いたします。

# <報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、 番号155番から165番までの11件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 42 頁、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 155 番から 165 番までの 11 件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「集合住宅」2件、「宅地造成」1件、「一般個人住宅」1件、「資材置場」 3件、「駐車場」3件、「敷地拡張」1件の計11件です。

155 番及び 156 番、159 番は、全体の転用面積が 1,000 ㎡を超えるため、44 頁及び 45 頁に位置図を添付しましたので、併せてご覧ください。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第2号の10件を承認いたします。

議長

## <報告第3号「農用地利用集積計画の変更について」>

報告第3号「農用地利用集積計画の変更について」、番号43番から69番までの27件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) 久保埜 46 頁、報告第3号「農用地利用集積計画の変更について」、番号43番から69番までの27件です。

いずれも小作料の減額による変更となっております以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第3号の27件を承認いたします。

議長

次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

(中郷区)相 葉

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7101番の1件を上程いた します。事務局の説明を求めます。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、ご説明いたします。

1頁、番号7101番の1件です。

この案件は、譲渡人が経営規模縮小に伴い、親戚である譲受人に打診したところ承 諾を得られたことから、贈与するものです。

この案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率 利用要件、農作業等常時従事用件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたし ました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7101番の1件を原案のとおり 許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

## <議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内16件、3年超6年以内13件、6年超10年以内1件、10年超2件で合計32件、 利用権移転、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間 3 年以内、番号 7101 番から 7116 番までの 16 件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)相 葉

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

3 頁から 5 頁、利用権設定、期間 3 年以内、番号 7101 番から 7116 番までの 16 件で、新規 2 件、再設定 14 件となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

l	
	(「ありません」の声あり)
議長	続きまして、利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 7117 番と 7129 番の 13 件について、事務局の説明を求めます。
(中郷区)相 葉	6 頁から7 頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7117番から7129番の13件で、すべて再設定となります。 この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議長	続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7130 番の 1 件について、事 務局の説明を求めます。
(中郷区) 相 葉	8頁、利用権設定、期間6年超10年以内、番号7130番の1件で、再設定となります。
	この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議長	続きまして、利用権設定、期間 10 年超、番号 7131 番と 7132 番の 2 件について、 事務局の説明を求めます。
(中郷区)相 葉	9 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 7131 番と 7132 番の 2 件で、新規となります。
	この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た しているものと判断しました。

以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

議案第2号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

## 議長 | <議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年以上10年以内1件、10年超なし、権利の移転なしです。それでは、上程いたします。

権利の設定期間 5年以上 10年以内、番号 7101番の1件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区)相 葉

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、ご説明いたします。 11頁、権利の設定、期間5年以上10年以内、番号7101番の1件で新規となりま

11 頁、権利の設定、期間 5 年以上 10 年以内、番号 7101 番の 1 件で新規となります。

本案件は、12 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用権設定により農地中間管理機構に貸し付けた農地3筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

以上です。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第3号「上越市農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第3号について、同意することに決定いたします。

次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

#### (板倉区駐在室分の議案)

#### <議案第1号「農地法第3条許可申請について」>

議長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7501番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区) 小 林 議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

1頁、番号7501番の1件で、板倉区東山寺地内の農地となります。

本案件は、譲渡人が労力不足による経営規模縮小に伴い、譲受人に相談したところ、規模拡大の意向もあり承諾を得られたことから売買するものです。

この案件につきましては、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率 利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたし ました。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7501番の1件を原案のとおり 許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

#### <議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内8件、3年超6年以内23件、6年超10年以内8件、10年超7件で合計46件、 利用権移転なし、所有権移転2件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間 3 年以内、番号 7501 番から 7508 番までの 8 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

小 林

3 頁から4 頁、利用権設定、期間3年以内、番号7501番から7508番の8件で、新規2件、再設定6件となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

議長

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7509番から7531番までの23件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)小 林

5 頁から8 頁、利用権設定、期間3年超6年以内、番号7509番から7531番の23件で、新規10件、再設定13件となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7532 番から 7539 番までの 8 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 小 林 9 頁から 10 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 7532 番から 7539 番の 8 件で、新規 1 件、再設定 7 件となります。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

最後に所有権移転、番号 7547 番から 7548 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区)

12頁、所有権移転、番号 7547 番と 7548 番の 2 件です。

小 林

内訳は、所有権を移転する土地、田4筆で11,254 m<sup>2</sup>です。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしているものと判断しました。

以上です。ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願 いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

議長

#### <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7537番から7543番の7件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区)小 林

13 頁に記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、7件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」1件、「他者へ売却予定」6件です。

備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。 以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の7件を承認いたします。

次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

## (清里区駐在室分の議案)

#### <議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年超6年以内2件、6年超10年以内2件、10年超5件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間 3 年超 6 年以内、番号 8101 番と 8102 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 井 田 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 2頁、利用権設定、期間3年超6年以内番号8101番と8102番の2件で新規設定です。

新規設定について説明いたします。8101番は、前回の部会において承認いただいた 合意解約の案件で、新たな耕作者に貸し付けるものです。8102番は労力不足となった ことから、同地区の譲受人に

打診したところ、同意が得られたので貸し付けるものです。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、利用権設定、期間 6 年超 10 年未満、番号 8103 番と 8104 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 井 田 3 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、番号 8103 番と 8104 番の 2 件で新規設 定が 1 件、再設定が 1 件です。

新規設定について説明いたします。8103番は譲渡人が労力不足

と成ったことから、同地区の譲受人に打診した処、同意を得られたことから貸付設定 するものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

続きまして、利用権設定、10年超、番号8105番から8109番の5件について事務局の説明を求めます。

## (清里区) 井 田

4 頁、利用権設定、期間 10 年超、番号 8105 番から 8109 番までの 5 件で、新規案件です。

全ての新規案件につきまして、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り地域の担い手農家へ再配分するものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

#### 議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

#### 議長

特に質問等がないようですので、採択に入ります。

議案第1号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条4項の規定により、上越市 農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

#### 議長

#### <議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」>

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、権利の設定、期間5年超10年以内1件、期間10年超1件を上程いたします。

初めに権利設定期間 5 年超 10 年以内、番号 8101 番の 1 件について事務局の説明を求めます。

## (清里区) 井 田

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、説明いたします。 6頁、権利設定、期間5年超10年以内、番号8101番の1件です。

この案件は、12 月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地9筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

続きまして、権利設定、期間 10 年超、番号 8102 番の 1 件について事務局の説明を求めます。

(清里区)

7頁、権利設定、期間10年超、番号8102番の1件です。

井 田

この案件は、先の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地4筆について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第2号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号について、同意することに決定いたします。

議長

#### <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8140番から8144番までの5件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(清里区) 井 田 8 頁記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 について」、5 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

本案件は合意による解約であり、返還後の利用計画は、「基盤整備後不換地」4件、「中間管理機構への貸付」1件です。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、報告第1号の5件を承認いたします。

議 長 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。

#### (名立区駐在室分の議案)

#### <議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議 長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年 以内6件、3年超6年以内なし、6年超10年以内なし、10年超なし、利用権移転、所 有権移転なしです。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間 3 年以内、番号 9501 番から 9506 番までの 6 件について、事務局の説明を求めます。

(名立区) | 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

山 邉 2頁、利用権設定、期間3年以内、番号9501番から9506番の6件で再設定5件、 新規設定1件です。番号9506番の新規設定については、貸手の高齢化により隣接する農地の耕作者と利用権設定を行うものです。

> これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、採択に入ります。

議案第1号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条4項の規定により、上越市 農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

#### <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9501番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(名立区) 山 邉	3頁、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、1 件の届出を受理しましたので報告します。借り受け人の申し出により合意解約する もので、借り受け人が2年間耕作を行ってきましたが、対象農地が山間部の遠隔地 にあり、農地に繋がる農道が急こう配なことから、農業用機械の搬入出や日常管理 に費やす労力が大きく継続が困難であると伺っています。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号の1件を承認いたします。
議長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	本日の農地部会を終了いたします。(午後3時8分)